

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
18	介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲	厚生労働省	1～5
26	公営住宅の一部入居者(生活保護受給者又は一定の認知症患者)に対する収入申告の義務付けの緩和	国土交通省	6～8
37	都市公園の占用期間の条例委任	国土交通省	9～14
39	都市計画の軽易な変更の見直し	国土交通省	15～24
40	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	国土交通省	

# 介護支援専門員業務に係る指導監査事務の 都道府県から指定都市・中核市への移譲について

## これまでの経緯

### 【1. 提案の概要】

○ 現在都道府県で行っている介護支援専門員の業務に係る指導監査事務を、指定都市及び中核市に移譲し、指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と一体的に行うことができるようにすること。

### 【2. 厚労省からの1次回答】

○ 介護支援専門員の登録業務等と指導監査事務は表裏一体の関係であるものと考えており、これらの事務を別のものとし、試験、研修、登録等の業務を行わずに介護支援専門員に対する指導監査のみを行うことは、介護支援専門員の業務の適正な遂行の確保が困難になるものと考えている。

### 【3. 厚労省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解】

○ 介護支援専門員の登録都道府県と実際の業務実施場所が異なる場合において、登録都道府県と介護支援専門員が業務を実施している都道府県の双方に権限は存在する。  
○ 迅速性や効率性の観点から、事業所と介護支援専門員に対する指導を併せて一体的に行うことで効果的な指導が可能になる。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 現行制度においても、登録地の都道府県知事に加え、業務地の都道府県知事も重畳的に介護支援専門員への監督権限を有している(介護保険法第69条の38)。

○ このため、登録地の都道府県知事に加え、業務地の指定都市・中核市長に重畳的に介護支援専門員への監督権限を付与(※)することとした場合、介護支援専門員への指導監督を指定居宅介護支援事業所に係る指導監督と一体的に行うことが可能になり、これにより、具体的な支障が生ずることはないのではないか。

※ 指定都市・中核市が登録地内にある場合は、当該指定都市・中核市長に対する当該権限の付与、指定都市・中核市が登録地外の業務地にある場合、当該業務地の都道府県知事が有する当該権限の当該指定都市・中核市長への移譲

## 厚生労働省としての考え方

- 登録地の都道府県に加え、業務地の指定都市・中核市長に重疊的に介護支援専門員への監督権限を付与するという提案については、指定都市・中核市の区域内で業務を行う介護支援専門員について、登録地の都道府県と指定都市等の2つの主体が同じ指導監査を行うこととなる等の課題があると認識している。
- また、指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と介護支援専門員の業務に係る指導監督事務を一体的に行えるようにするという提案については、
  - ・ 介護支援専門員と指定居宅介護支援事業所の指定権限を有する自治体との関係についての考え方を整理する必要があること、
  - ・ 平成26年の介護保険法の一部改正により、平成30年度には全ての市町村が居宅介護支援事業所の指定権限を有することとなるが、さいたま市のご主張のとおり指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と介護支援専門員の業務に係る指導監督事務を一体的に行えるようにする場合、平成30年度からは介護支援専門員の指導監督権限も全ての市町村が担うこととする必要があること等を踏まえた検討が必要と考える。このため、次期制度改正に向けた検討の中で、検討を行うこととしたい。

# 「介護支援専門員」の業務に係る指導監査について

## ◎介護保険法（抄）

### 第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

#### 第一節 介護支援専門員

##### 第三款 義務等

#### （報告等）

第69条の38 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

#### （登録の消除）

第69条の39 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。

- 一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
  - 二 不正の手段により第六十九条の二第二項の登録を受けた場合
  - 三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合
  - 四 前条第三項の規定による業務の禁止の処分違反した場  
合
- 2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。
- 一 第六十九条の三十四第一項若しくは第二項又は第六十九条の三十五から第六十九条の三十七までの規定に違反した場合
  - 二 前条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
  - 三 前条第二項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合
- 3 第六十九条の二第一項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしていない都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。
- 一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
  - 二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合
  - 三 介護支援専門員として業務を行った場合

# 「指定居宅介護支援事業者」に係る指導監査について

※大都市特例により、指定都市・中核市には、介護保険法第83条、第83条の2及び第84条の指導権限がある。

## ◎ 介護保険法（抄）

### 第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設 第四節 指定居宅介護支援事業者

#### （報告等）

第83条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定による権限について準用する。

#### （勧告、命令等）

第83条の2 都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。
- 二 第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。
- 三 第八十一条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者について、第一項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第84条 都道府県知事は、次の各号のいずれかの場合に該当する場合は、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第三号の二から第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第四号の三に該当する者を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

三 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に基ずいて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

六 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があつたとき。

七 指定居宅介護支援事業者が、第八十三条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第八十三条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第四十六条第一項の指定を受けたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定居宅介護支援事業者の役員等の中に、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者について、前項各号のいずれかにかつ該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。